

県行動計画 (構成案)		国の基本方針		備考
1	I 行動計画策定の背景等	はじめに		
2	1 環境学習等の必要性	1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項		
3	2 国内外の動向			
4	3 千葉県における環境学習の取組			(本県の取組等)
5	II 行動計画策定の基本的事項			
6	1 行動計画の位置付け			(本県の取組等)
7	2 計画期間			(本県の取組等)
8	3 行動計画の目標	(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全		
9	4 環境学習によりはぐくむべき能力等	(2) 環境保全のために求められる人間像		
	(1) 環境学習によりはぐくむべき能力			
	(2) 環境保全のために求められる人間像			
10	5 取組の基本的な方向	(3) 取組の基本的な方向		
11	(1) 環境学習の推進方策についての取組の方向	① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向		
12		ア 気候変動への対応等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性		
13		イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性		
14		ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備		
15	(2) 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向	② 環境教育の推進方策についての取組の方向		
16		ア 環境教育がはぐくむべき能力		
17		イ 環境教育に求められる要素		
18		ウ 環境教育において特に重視すべき手法		
19	(3) 協働取組についての取組の方向	③ 協働取組についての取組の方向		
20		2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針		
21		(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方		
22		① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方		(施策検討等の参考とした)
23		ア 国民、民間団体、事業者等との連携		
24		イ 自発的な意思の尊重		
25	6 各主体の役割	ウ 適切な役割分担		
26	(1) 県民(家庭・NPO・地域団体)の役割			
27	(2) 学校等の役割			
28	(3) 事業者の役割			
29	(4) 県・市町村の役割			
30		エ 参加と協働		
31		オ 公正性、透明性の確保		
32		カ 継続的な取組		
33		キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解		
34		ク 様々な公益への配慮		
35		② 環境教育の推進方策に関する考え方		(施策検討等の参考とした)
36		ア 環境教育を進める手法の考え方		
37		イ 環境教育を進めるための施策の考え方		
38	III 推進施策	(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策		
39		① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育		
40	1 人材の育成と活用	ア 学校における環境教育		
41		イ 地域等幅広い場における環境教育の推進		
42	2 情報の提供	ウ 若者の社会参加の促進		
43		エ 人材の育成・活用		
44	3 プログラム・教材の開発	オ プログラムの整備		
45		カ 情報の提供		
46		キ 各主体の連携		
47	4 拠点の連携と場の活用	ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究		
48		② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組		
49	5 機会の提供	ア 環境に関する研修等の充実		
50		イ 多様な環境保全活動への参加促進とそれを通じた学びの推進		
51	6 調査研究	ウ 情報の提供、表彰		
52		③ 環境教育等支援団体の指定		(主に国が取り組むべき事項)
53	7 環境保全活動への支援	④ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供		(主に国が取り組むべき事項)
54		⑤ 拠点機能整備		
55	8 協働取組の推進	ア 政府の拠点機能整備		
56		イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援		(主に国が取り組むべき事項)
57		⑥ 体験の機会の場の認定		
58		⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知		(主に国が取り組むべき事項)
59	※現行の基本方針の施策体系をベースとして策定	⑧ 情報の積極的公表		
60		ア 政府の保有する情報の積極的公表		
61		イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供		
62		⑨ 国際的な視点での取組		
63		ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応		(主に国が取り組むべき事項)
64		イ 国際社会との協力		(主に国が取り組むべき事項)
65		3. その他の重要事項		
66		(1) 各主体間の協働取組		
67		① 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項		(主に国が取り組むべき事項)
68		② 政府と地方公共団体との連携強化		(主に国が取り組むべき事項)
69	IV 行動計画の推進・進行管理	③ 関係府省の連携強化		
70	1 推進体制	(2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備		(主に国が取り組むべき事項)
71	2 進行管理			
72	V 取組事例			

一部反映

1 人材の育成と活用
 2 情報の提供
 3 プログラム・教材の開発
 4 拠点の連携と場の活用
 5 機会の提供
 6 調査研究
 7 環境保全活動への支援
 8 協働取組の推進

※現行の基本方針の施策体系をベースとして策定